

福祉医療費助成制度実施要綱

1 目的

乳幼児および重度心身障害者（児）の医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

2 実施主体

この事業の実施主体は、市町とする。

3 定義

この実施要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (2) 重度心身障害者（児） 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「規則別表」という。）に定める障害の程度が1級または2級に該当するもの。
 - イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）または知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）において、知的障害の程度が重度と判定されたもの。
 - ウ 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が規則別表の3級に該当する者で、児童相談所または更生相談所において、知的障害の程度が中度と判定されたもの。
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する特別児童扶養手当の支給対象児童で、障害の程度が同法施行令（昭和50年政令第207号）別表第三に定める1級に該当するもの。
- (3) 児童福祉施設等 児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設であって次に掲げるものをいう。
 - ア 乳児院
 - イ 児童養護施設
 - ウ 児童心理治療施設
 - エ 児童自立支援施設
- (4) 医療保険各法 次の掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
 - イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
 - ウ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
 - エ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）
 - オ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

カ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）

（4）の 2 障害者支援施設等 次に掲げる施設をいう。

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設

イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 6 項に規定する療養介護サービスを実施する施設

ウ 児童福祉法第 7 条に規定する障害児入所施設

（5） 助成対象者 市（町）の区域内に居住する乳幼児ならびに重度心身障害者（児）（市（町）の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、他の市町村から市（町）の区域内に住所を変更したと認められる者を除く。以下同じ。）で医療保険各法の規定による被保険者または被扶養者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護を受けている者および市（町）施行規則で定める施設に入所している者を除く。）ならびに他の市町に居住する重度心身障害者（児）で、市（町）長が医療費の助成を必要と認めるものをいう。

（6） 保護者 親権を行う者、後見人その他の者で、乳幼児または重度心身障害者（児）を現に監護しているものをいう。

（7） 附加給付 医療保険各法の規定に基づき保険者または共済組合の規約、定款、運営規則等の規定により、医療保険各法の規定による医療に関する給付（以下「保険給付」という。）に準じて給付されるものをいう。

3 の 2 住所地特例

他の市町村の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、市（町）から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる重度心身障害者（児）は、前条第 5 項に規定する助成対象者とみなす。ただし、当該重度心身障害者（児）が継続して 2 以上の障害者支援施設等に入所している場合にあつては、最初に入所した障害者支援施設等への入所前の市（町）の区域内に住所を有していたと認められるときに限る。

4 助成の範囲

（1） 助成対象者の疾病または負傷について、保険給付が行われた場合において、当該保険給付の額（助成対象者が医療保険各法の規定により一部負担金を支払わなければならない場合にあつては、当該保険給付の額から当該一部負担金に相当する額を控除した額）が当該医療に要する費用の額（健康保険法第 85 条第 2 項に規定する食事療養標準負担額および同法第 85 条の 2 第 2 項に規定する生活療養標準負担額を除く。）に満たないときは、市（町）施行規則で定める手続に従い、当該助成対象者または保護者に対し、その満たない額に相当する額を福祉医療費として助成する。ただし、当該疾病または負傷について法令の規定により国または地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われたときまたは附加給付が行われたときは、その額を控除するものとする。

（2） 前項の規定にかかわらず、重度心身障害者（児）に係る医療費については、重度心身障害者（児）、重度心身障害者（児）の配偶者および重度心身障害者（児）の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で主として当該重度心身障害者（児）の生計を維持する者のうちに、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）による市町村民税を課せられて

いる者がいる場合は、前項で算出した額から別表に定める金額（以下「自己負担金」という。）を控除した額を福祉医療費として助成する。

- (3) 第1項の医療に要する費用の額は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額および当該保険給付に関して厚生労働大臣の定めにより算定した費用の額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。
- (4) 福祉医療費は重度心身障害者（児）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号。以下「措置令」という。）第52条の表第6条の4第1項に規定する額を超えるときは、助成しない。
重度心身障害者（児）の配偶者の前年の所得または重度心身障害者（児）の民法第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該重度心身障害者（児）の生計を維持する者の前年の所得が、措置令第52条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額を超えるときも、同様とする。
- (5) 前項に規定する所得の範囲およびその額の計算方法は国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。）第6条および第6条の2に規定する所得の範囲および計算方法とする。

5 助成の方法

- (1) 福祉医療費の助成を受けようとする者は、福祉医療費助成申請書に当該医療に要した費用の額を証する書類、その他市（町）長が必要と認める書類等を添えて、市（町）長に申請するものとし、市（町）長は当該申請に基づき助成するものとする。ただし、市（町）長は、当該助成申請について、福祉医療費の助成を行うことが適当でないと認めるときは、助成申請額の全部または一部の助成を行わないことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、市（町）長は、助成対象者または保護者が滋賀県内の保険医療機関等において医療の給付を受けた場合には、福祉医療費として当該助成対象者または保護者に助成すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。
- (3) 前項の規定による支払があったときは、当該助成対象者または保護者に対し、福祉医療費の助成があったものとみなす。

6 自己負担金の支払

前条第2項に規定する方法により福祉医療費の助成を受ける第4条第2項に規定する重度心身障害者（児）については、自己負担金を保険医療機関等に支払うものとする。

7 助成の期間

- (1) 福祉医療費の助成は、次項から第6項に定める場合を除き助成対象者となった日の属する月の初日からその者が助成対象者でなくなった日までの間に受けた医療に係る福祉医療費について行うこととする。
- (2) 乳幼児にあっては助成対象者としての要件を満たすに至った日からとする。

- (3) 重度心身障害者（児）についての助成対象期間の終期は、助成対象者でなくなった日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日までとする。
- (4) 助成対象に該当する者が月の途中において滋賀県外から本市（町）の区域内に居住することとなった者であるときは、当該居住することとなった日からとする。
- (5) 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市（町）の区域内に居住することとなった者であり、かつその者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動があるときは、当該居住することとなった日からとする。
- (6) 助成対象に該当する者が月の中途において滋賀県内の他市町から本市（町）の区域内に居住することとなった者であり、かつその者が加入する医療保険各法に規定する保険に異動がないときは、当該居住することとなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からとする。

8 県の補助

乳幼児および重度心身障害者（児）の福祉医療費に係る県の負担について、第3条に定める助成対象者に対し、県は予算の範囲内において市町が実施する本制度による事業のために支出した医療費の額に、次の補助率を乗じた額とする。

(1) 福祉医療費	(乳幼児)	県負担	1 / 2	市町負担	1 / 2
	(重度心身障害者（児）)	県負担	1 / 2	市町負担	1 / 2
(2) 請求事務費	(乳幼児)	県負担	1 / 2	市町負担	1 / 2
	(重度心身障害者（児）)	県負担	1 / 2	市町負担	1 / 2

9 実施時期

昭和48年10月1日から施行する。

10 経過措置

- (1) この実施要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の実施要綱（以下「新実施要綱」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (2) 施行日の前日において改正前の実施要綱（以下「旧実施要綱」という。）で、以下の規定に該当する者で福祉医療費受給券の交付を受けているものは、新実施要綱の規定にかかわらず、なお従前の例により、福祉医療費の助成を受けることができる。
 - ア 旧地域改善対策特別措置法（昭和57年法律第16号）第1条に規定する地域（以下「同和地区」という。）内に居住する者で、満65歳の誕生日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から満70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日を経過していないものは、施行日以後も引き続き同和地区内に居住し、かつ、満70歳の誕生日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）の末日に至るまでの間。
 - イ 同和地区内に居住する者で、身体障害者手帳の交付を受け障害の程度が規則別表の3級に該当するものは、平成14年4月から平成19年7月までの間に受けた医療。

- (3) 前項第1号の規定は、引き続き同項の規定によりなお従前の例により受けることができるとされた老人福祉医療費の助成は、同和地区老人の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る老人福祉医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。）が措置令第52条の表第6条の4第1項に規定する額を超えるときは、助成しない。

同和地区老人の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）の前年の所得または同和地区老人の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として当該同和地区老人の生計を維持する者の前年の所得が、措置令第52条の表第5条の4第2項の項下欄に規定する額を超えるときも、同様とし、老人福祉医療費受給券を受けている間に限り、適用する。

- (4) 第2項第1号の規定により老人福祉医療費の助成を受けることができる者が65～69歳老人（低所得老人）の規定に該当することになったとき以後においては、同項の規定はその者については適用しない。

- (5) 第2項第2号の規定によりなお従前の例により受けることができるとされた福祉医療費の助成であって、平成15年8月から平成17年7月までの間に受けた医療に係るものについては、重度心身障害者（児）が当該年度（4月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税の所得割を課せられているときは、助成しない。

重度心身障害者（児）の配偶者または重度心身障害者（児）の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として重度心身障害者（児）の生計を維持する者が当該年度分の地方税法による市町村民税の所得割を課せられているときも、同様とする。

- (6) 第2項第2号の規定によりなお従前の例により受けることができるとされた福祉医療費の助成であって、平成17年8月から平成19年7月までの間に受けた医療に係るものについては、重度心身障害者（児）が当該年度（4月から7月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度。以下同じ。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）による市町村民税が課せられているときは、助成しない。

重度心身障害者（児）の配偶者または重度心身障害者（児）の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、主として重度心身障害者（児）の生計を維持する者が当該年度分の地方税法による市町村民税を課せられているときも、同様とする。

付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度分の補助金から適用する。ただし、改正後の福祉医療費助成制度実施要綱（乳幼児・重度心身障害者（児））（以下「新要綱」という。）中乳幼児に係る規定については、同年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、新要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 施行日前における平成 18 年度分の補助金のうち 4 月以降の診療分については、改正前の要綱第 3 条第 2 項オの (ウ) および (オ) の規定は、適用しない。

付 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の助成については、改正後の要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第 3 条の 2 の規定は、この要綱の施行の日前に他の市町村の区域内に所在する改正後の第 3 条第 4 項の 2 に規定する障害者支援施設等（以下単に「障害者支援施設等」という。）に入所したことにより、市（町）から当該他の市町村の区域内に住所を変更したと認められる同条に規定する重度心身障害者（児）についても、適用する。

3 この要綱の施行の際、現に改正前に規定する福祉医療費受給券の交付を受けている改正前の第 3 条第 2 項に規定する重度心身障害者（児）であって、この要綱の施行の日前に市（町）の区域内に所在する障害者支援施設等に入所したことにより、同日前に滋賀県以外の都道府県から市（町）の区域内に住所を変更したと認められるものは、当分の間、改正後の第 3 条第 5 項に規定する助成対象者とみなす。

付 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

別 表 自己負担金

区 分	金 額	備 考
入 院	1 日当たり 1, 0 0 0 円	自己負担金は、同一の医療機関（同一の医療機関における歯科診療および歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。）ごとに 1 か月につき 1 4, 0 0 0 円を限度とする。
通 院	1 診療報酬明細書当たり 5 0 0 円	(1) 1 か月当たりの自己負担金が左の金額に満たないときは、当該金額とする。 (2) 調剤報酬明細書には適用しない。